

（第12号議案）

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

区の窓口を設置された多機能端末機による証明書の交付の申請について規定を整備するとともに、令和7年3月1日から同年4月30日までの間における多機能端末機による証明書の交付の申請に係る事務手数料の額の特例措置を定める必要があるため、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 改正の主な内容

- (1) 個人番号カードを利用して区の窓口を設置された多機能端末機により証明書の交付を申請し、当該窓口で交付を受けるサービスの導入に伴う規定を整備する。
- (2) 混雑が顕著な3月・4月の2か月間のみ住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書及び納税証明書の発行手数料200円から10円に変更する。

2 施行日

別表第1の1の項の改正規定は公布の日から、附則に1項を加える改正規定は令和7年3月1日から施行する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附 則				附 則			
1～3 (略)				1～3 (略)			
4 <u>令和7年3月1日から同年4月30日までの間に多機能端末機(別表第1の1の項に規定する多機能端末機をいう。)により申請のあつた、住所又は居所に関する証明、区税その他諸収入金に関する証明及び印鑑に関する証明に係る事務手数料の額についての同項並びに同表7の項及び10の項の規定の適用については、同表1の項、7の項及び10の項中「200円」とあるのは、「10円」とする。</u>							
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
事務件名	単位	事務手数料	備考	事務件名	単位	事務手数料	備考
1 住所又は居所に関する証明	1件	300円 (郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請があつた場合は400円、多機能端末機(中野区の電子計算組織と電気通信回	(略)	1 住所又は居所に関する証明	1件	300円 (郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請があつた場合は400円、多機能端末機(中野区の電子計算組織と電気通信回	(略)

		線により接続された端末機で、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、戸籍の附票の写し、課税証明書又は納税証明書を自動的に交付し、又はその交付を申請する機能を有するものをいう。以下同じ。)により申請があつた場合は200円)				線により接続された民間事業者が設置する端末機で、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、戸籍の附票の写し、課税証明書及び納税証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により申請があつた場合は200円)	
2～14 (略)	(略)	(略)	(略)	2～14 (略)	(略)	(略)	(略)
別表第2～別表第4 (略)				別表第2～別表第4 (略)			
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この条例中別表第1の1の項の改正規定は公布の日から、附則に1項を加える改正規定は令和7年3月1日から施行する。</p>							